

有料職業紹介払戻金の要件

- 1、紹介後満6カ月の勤務満了をもって事前に取り決めた紹介料の請求となります。
- 2、紹介後6カ月以内での退職の場合の請求はありません。
- 3、その他、疑義が生じた場合は紹介元(株式会社ヒューリスアカデミー)および紹介先と誠意をもって協議を行います。

許可番号40-ユ-300489

株式会社ヒューリスアカデミー
福岡市中央区天神3丁目4番8号
代表取締役 池上 良一